

仕 様 書

1. 件 名

平成 29 年度北砂三・四・五丁目地区まちづくり推進支援に係る資料作成等業務

2. 履行期間

契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 16 日まで

3. 履行場所

東京都江東区北砂三・四・五丁目 他

約 48.6ha 別紙区域図参照（以下、「当地区」という）

4. 目 的

当地区は、平成 26 年度から東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトにおける「不燃化推進特定整備地区」及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「防災再開発促進地区」の指定を受け、防災性の向上と居住環境の改善を図るためのまちづくりの取組みが進められている。平成 28 年度に引き続き、平成 29 年度も機構は江東区からの受託業務を通じ、不燃化特区推進事業の調査計画策定等、区事業推進の総合的な支援を実施することとしている。

本業務は、当該受託業務の効率化を図るべく、上記業務における情報整理、基礎的検討、資料作成及び作業等を実施し、当地区のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

5. 内 容**(1)まちづくりコンサルティングに係る資料作成等業務**

地域住民自らが推進母体となる「北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」という）の運営支援及びまちづくり協議会で検討する提案（以下、「まちづくり提案」という）の取りまとめ支援に係る資料作成等業務を行う。

①まちづくり協議会の運営支援

開催回数：3 回程度

作業内容：ア まちづくり協議会における検討資料の作成

イ まちづくり協議会の運営支援の補助

ウ まちづくり協議会における議事録の作成

エ まちづくり協議会によるまちづくり提案の策定支援

②まちづくりを推進するための課題別勉強会の運営支援等

開催回数：3 部会×3 回程度

作業内容：ア 勉強会の企画における検討資料の作成

イ 勉強会の運営支援の補助

ウ 勉強会の検討資料の作成

エ 勉強会の議事録の作成

※なお、地域住民の意向に応じ勉強会実施に至らない場合も、具体的なまちづくりの提案、事業化検討資料作成等の支援を行う。

③視察会の開催

開催回数：1回程度（視察の場所は日帰りの可能な東京圏を想定する）

作業内容：ア 視察内容の企画における検討資料の作成

イ 視察資料の作成

ウ 視察先との調整

エ 当日の手配・運営等

(2)まちづくり方針(まちづくりプラン・地区計画検討等を含む)の策定支援に係る資料作成等業務

①まちづくり方針策定支援

作業内容：ア まちづくり方針の検討に係る資料作成

イ 街区別まちづくりプランの策定方針検討に係る検討資料作成

ウ まちづくり方針の不燃化特区内での意見照会に関するニュースの作成及び配布

(ア) 発行回数 1回

(イ) 仕様 A4判、4頁程度、カラー印刷

(ウ) 印刷部数 6,000部

エ まちづくり方針に対する意見等の把握及び取りまとめ支援資料作成

オ まちづくり方針に関する冊子の作成及び配布

(ア) 発行回数 1回

(イ) 仕様 A4判、4～8頁程度、カラー印刷

(ウ) 印刷部数 6,000部

カ その他まちづくり方針の策定に関連する資料作成

(3)不燃化特区事業の普及・啓発に係る業務

①まちづくりニュースの作成及び配布

不燃化特区制度を活用した各取組の実施状況、まちづくり協議会等の実施内容等に関するまちづくりニュースを作成、配布する。

(ア) 発行回数 3回

(イ) 仕様 A4判、4頁程度、カラー印刷

(ウ) 印刷部数 6,000部

6. 特記事項

(1) 本業務に必要な業務量(人・日)については、以下を参考とする。

業務内容	業務量(人・日)	備考
------	----------	----

(1) まちづくりコンサルティングに係る資料作成等業務	61.5 人・日	直接経費（視察会開催、ニュース印刷等）は上記5.の内容を参考とすること。
(2) まちづくり方針（まちづくりプラン・地区計画検討等を含む）の策定支援に係る資料作成等業務	59.0 人・日	
(3) 不燃化特区事業の普及・啓発に係る業務	27.0 人・日	

(2) 提出する成果品

ア 報告書（中間）A4判製本2部（四半期毎 合計3回）
（最終）A4判製本12部

イ まちづくり方針の不燃化特区内での意見照会に関するニュース 印刷6,000部

ウ まちづくり方針に関する冊子 印刷6,000部

エ まちづくりニュース（全3回）印刷6,000部

オ 上記電子データ媒体1部（CD-ROM）

※報告書作成に伴うCAD、シェプファイル、表計算等オリジナルデータも含む

報告書用紙については、グリーン購入法に基づく基本方針（平成21年2月版）の判断の基準（「20-2印刷」の基準等参照）を満たしていること。

また、その旨を下記例のように裏表紙等に明記すること。

例) ○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針判断の基準と満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

(3) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度機構指示者と協議すること。

(5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

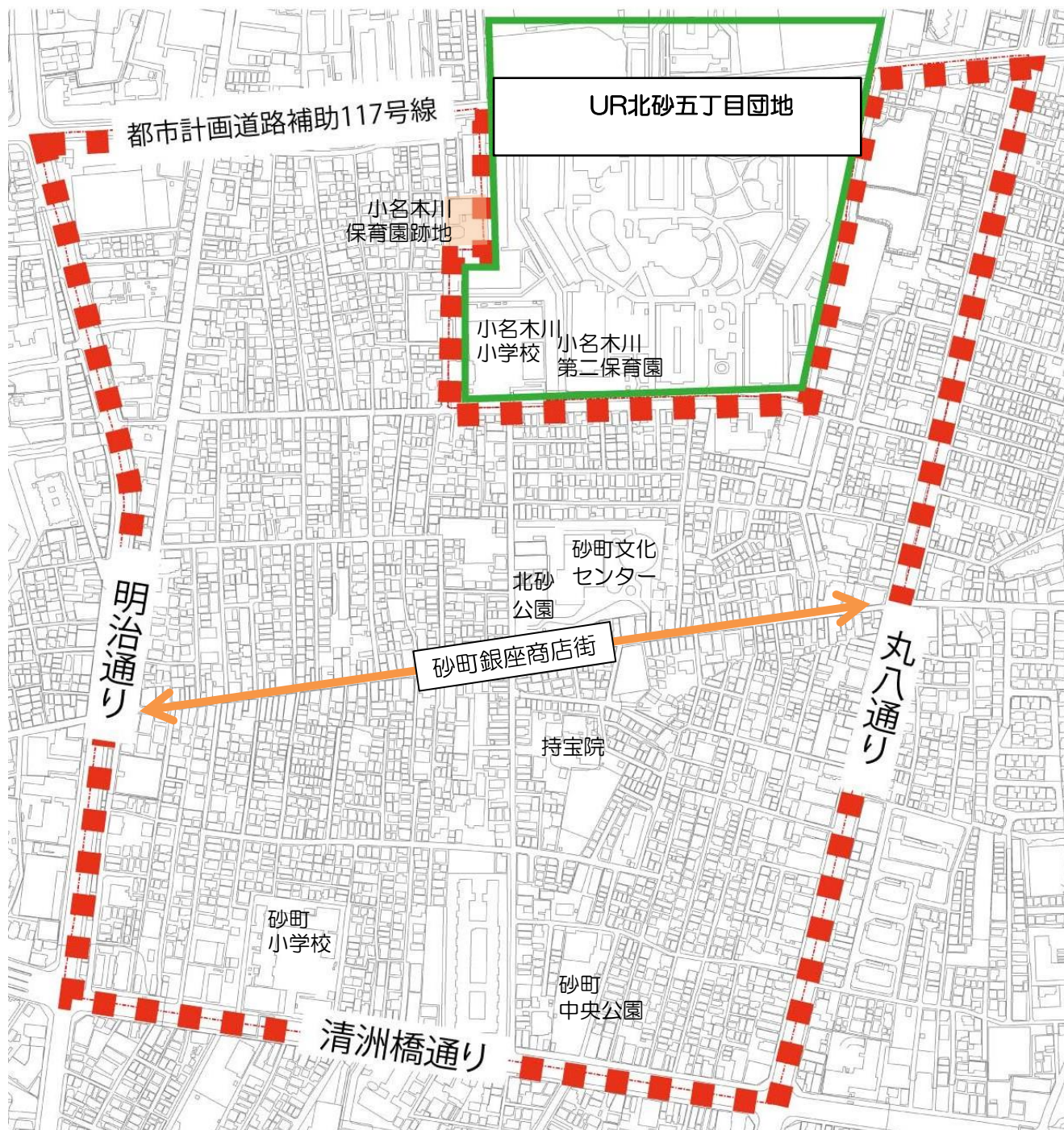
③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

区域図

履行場所

東京都江東区北砂三・四・五丁目 他



凡例



履行場所



UR北砂五丁目団地



0 50 100 200m